

第 96 号議案

損害賠償額の決定の件

次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 本件の概要

東灘区住吉本町 1 丁目において、本市が借り上げていた相手方住宅を借上期間満了日までに返還できなかったことについて、借上期間満了日の翌日から住宅を返還した日までの期間に係る家賃相当額及び共益費相当額を損害賠償として支払っており、その額が確定したものの。

2 損害賠償の相手方

大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事 支社長 田中 伸和

3 損害賠償額

546 万 8, 270 円

理 由

損害賠償額を決定するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。